

H28 I-6 我が国において現在推進されている「都市再生」及び「地方再生」に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- ① 地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化，地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため，地域再生法が定められた。
- ② 地域再生基本方針においては，地域再生のため，「地域の雇用再生プログラム」，「地域の再チャレンジ推進プログラム」，「地域の地球温暖化対策推進プログラム」等を推進することとされている。
- ③ 都市再生基本方針においては，我が国の活力の源泉である都市について，その魅力と国際競争力を高め，都市再生を実現するためには，官民の関係者が総力を傾注することが重要であるとされている。
- ④ 都市再生基本方針においては，都市再生に当たって，人口減少社会の到来等を踏まえれば，都市の基本的構造の在り方について見直しを行い，コンパクトな都市構造へと転換していくことが重要であるとされている。
- ⑤ 都市再生緊急整備地域内において都市再生事業を施行しようとする民間事業者は，民間都市再生事業計画を作成し，都道府県知事の認定を受けることができる。

H27

I－6 次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- ① 「都市再生特別措置法」では、都市再生事業を行おうとする者は、当該都市再生事業を行うために必要な都市再生特別地区に関する都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる」とされている。
- ② 「景観法」では、良好な景観は、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならないとされている。
- ③ 「都市再開発法」では、市街地再開発組合は、第一種市街地再開発事業の施行区域内の土地について第一種市街地再開発事業を施行することができる」とされている。
- ④ 「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」による防災街区整備事業は、密集市街地において特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るためのものとされている。
- ⑤ 「都市緑地法」では、緑化地域に関する都市計画には、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度を定めることができる」とされている。

H26

I－6 市街地開発事業に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- ① 土地区画整理事業の換地計画では、原則として、公共施設の配置及び規模並びに建築物及び建築敷地の整備に関する計画を定める。
- ② 市街地再開発事業の権利変換計画では、従前建物、土地所有者等の権利を施設建築物の床に関する権利に原則として等価で変換する。
- ③ 住宅街区整備事業では、地方住宅供給公社が参加組合員として事業に参加することを希望し、定款で定められた場合は、住宅街区整備組合の組合員となる。
- ④ 防災街区整備事業では、建築物への権利変換による土地・建物の共同化を基本としつつ、個別利用区が定められた場合は、土地から土地への権利変換ができる。
- ⑤ 新住宅市街地開発事業では、事業に必要な土地の収用を行うことができる。

H25 I-6 我が国において現在推進されている「都市再生」及び「地域再生」に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- ① 都市再生基本方針においては、我が国の活力の源泉である都市について、その魅力と国際競争力を高め、都市再生を実現するためには、公共だけでなく民間など関係者が総力を傾注することが重要であるとされている。
- ② 都市再生基本方針においては、都市再生に当たって、人口減少社会の到来等を踏まえれば、都市の機能をできる限りコンパクトなエリアに集中させる都市構造へと転換して行くことが重要であるとされている。
- ③ 都市再生緊急整備地域内において都市再生事業を施行しようとする民間事業者は、民間都市再生事業計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができる。
- ④ 地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法が定められた。
- ⑤ 地域再生基本方針においては、地域再生のため、「地域の雇用再生プログラム」、「地域の再チャレンジ推進プログラム」、「地域の地球温暖化対策推進プログラム」等を推進することとされている。

H18 II-1-6 我が国において現在推進されている「都市再生」及び「地域再生」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ① 地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化，地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため，地域再生法が定められた。
- ② 都市再生基本方針においては，都市再生に当たって，高度成長期を通じて生じていた都市の外延化を抑制し，求心力のあるコンパクトな都市構造に転換を図ること等を重視している。
- ③ 都市再生基本方針においては，我が国の活力の源泉である都市について，その魅力と国際競争力を高め，都市再生を実現するためには，公共だけでなく民間など関係者が総力を傾注することが重要であるとされている。
- ④ 地域再生を推進するため，「地域再生推進のための基本指針」，「地域再生推進のためのプログラム」，「地域の知の拠点再生プログラム」等が定められた。
- ⑤ 都市再生緊急整備地域内において都市再生事業を施行しようとする民間事業者は，民間都市再生事業計画を作成し，都道府県知事の認定を受けることができる。

H17

Ⅱ－１－６ 我が国において現在進められている都市再生に関連する法律に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ① 「都市再開発法」では、再開発会社は、権利変換手続による第一種市街地再開発事業を施行することができるが、管理処分手続による第二種市街地再開発事業は施行することができないものとされている。
- ② 「都市再生特別措置法」では、都市再生事業を行おうとする者は、当該都市再生事業を行うために必要な都市再生特別地区に関する都市計画の決定又は変更を提案できるものとされている。
- ③ 「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」では、防災街区整備事業は、密集市街地において特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るためのものとされている。
- ④ 「景観法」では、良好な景観は、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならないものとされている。
- ⑤ 「都市緑地法」では、緑化地域に関する都市計画には、建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合の最低限度を定めるものとされている。

H16

Ⅱ－１－５ 我が国において現在進められている都市再生に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ① 国際競争力のある世界都市，安心して暮らせる美しい都市の形成，持続発展可能な社会の実現，自然と共生した社会の形成などの「21世紀の新しい都市創造」に取り組むことを目標の一つとしている。
- ② 都市再生緊急整備地域は，大都市圏の都市の再生を緊急に図るために指定されるものであり，三大都市圏（首都圏，中部圏，近畿圏）以外の都市では指定できない。
- ③ 国有地の戦略的な活用による都市拠点形成，密集市街地の緊急整備，大都市圏における環状道路体系の整備などが「都市再生プロジェクト」として決定されている。
- ④ 都市再生を推進するため，民間投資誘発効果の高い都市計画道路の整備や交通のボトルネックとなっている踏切の改良が重点的に進められている。
- ⑤ 地域の創意工夫を活かしつつ都市再生を推進するため，市町村の自主性や裁量性を尊重した新たな助成措置としてまちづくり交付金制度が創設された。

H27

I-14 我が国のバリアフリー化の現状及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法と呼ぶ。）」に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- ① 「交通政策基本法」に基づく「交通政策基本計画」において、豊かな国民生活に資する使いやすい交通の実現のため、バリアフリーをより一層身近なものにすることが目標の1つとされている。
- ② 「バリアフリー法」に基づき、重点整備地区について移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想を作成した市町村の数は、平成26年9月末現在で250を超えている。
- ③ 「バリアフリー法」では、国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために協力するよう努めなければならないとされている。
- ④ 「バリアフリー法」に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、1日当たりの平均的な利用者数が1,000人以上である公共交通機関の旅客施設については、平成32年度までに、段差の解消等の移動等円滑化を実施する目標が定められている。
- ⑤ 「バリアフリー法」に基づき、駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路や駅前広場等において、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、視覚障害者誘導用ブロックの整備等による歩行空間のユニバーサルデザインが推進されている。

H26

I-14 我が国のバリアフリー化の現状に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- ① 交通バリアフリーを実現するための支援施策として、様々な補助制度や融資制度が設けられており、その範囲は鉄軌道、バス、港湾、空港等多方面に及んでいる。
- ② 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、市町村は区域内の重点整備地区について、移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想を作成することができる。
- ③ 高齢者、障害者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」が重要であるため、市町村には「バリアフリー教室」を開催することが義務付けられている。
- ④ 高齢者、身体障害者等が公共交通機関を円滑に利用できるようにするため、鉄軌道駅構内のバリアフリー施設、乗換案内等のバリアフリー情報を統一的に提供する「らくらくおでかけネット」のシステムが構築されている。
- ⑤ 「ユニバーサルデザイン政策大綱」は、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念に基づき策定された。

H25

I-14 我が国の少子高齢化，バリアフリー化の現状に関する次の記述のうち，最も不適切なものはどれか。

- ① 「バリアフリー法」に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が平成23年3月に改正され，平成32年度末までに3,000人/日以上が利用する公共交通機関の旅客施設をすべてバリアフリー化するなどの新たな目標が定められた。
- ② 新婚・子育て世帯に適した住宅・居住環境を確保するため，公的賃貸住宅については，保育所等の子育て支援施設との一体的整備を推進しているほか，事業主体により，子育て世帯等に対し当選倍率を優遇するなどの対応を行っている。
- ③ 情報通信技術を活用した場所と時間にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークは，職住近接の実現による通勤負担の軽減や，仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現，災害時等における事業継続性の確保等の効果が期待されている。
- ④ 「バリアフリー法」に基づき，旅客施設の新設・大規模な改良及び車両等の新規導入の際に移動等円滑化基準の適合への努力義務が課されている。
- ⑤ 平成18年度に改正された「道路運送法」により，地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため，一定の条件の下で市町村による市町村運営有償運送やNPO等による福祉有償運送や過疎地有償運送を可能とする登録制度が施行されている。

Ⅱ－１－１４ 我が国のバリアフリー化の現状に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- ① 高齢者、身体障害者等が公共交通機関を円滑に利用できるようにするため、鉄軌道駅構内のバリアフリー施設、乗り換え案内等のバリアフリー情報を統一的に提供する「らくらくおでかけネット」のシステムが構築されている。
- ② 国土交通省では、国民一般が高齢者・身体障害者等に対する介助等の体験等を行うことを通じて、交通バリアフリーについての理解を深め、「心のバリアフリー」社会の実現を目指すため「交通バリアフリー教室」を開催している。
- ③ 交通バリアフリーを実現するための支援施策として、様々な補助制度や融資制度が設けられており、その範囲は鉄軌道、バス、港湾、空港等多方面に及んでいる。
- ④ 交通バリアフリー法に基づき、市町村は区域内の重点整備地区について、移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想を作成することが義務付けられている。
- ⑤ 「ユニバーサルデザイン政策大綱」は、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念に基づき策定された。

Ⅱ－1－14 少子高齢化，バリアフリー化に関する次の記述のうち，誤っているものはどれか。

- ① 建築物のバリアフリー化を推進するため，「高齢者，身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）では一般の多くの人々が利用するデパートやホテル等の新築等の際，大規模なものについてはバリアフリー化を義務づけている。
- ② 「高齢者，身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）に基づき，公共交通事業者等が講ずべき措置として，旅客施設を新設，大改良する際には，利用者数の如何にかかわらず移動円滑化基準への適合義務が課せられている。
- ③ 我が国においては，諸外国に例を見ないほどに急速に高齢化が進展し，平成27年には国民の3人に1人が65歳以上の高齢者となる本格的な高齢化社会が到来すると予測されている。そのため高齢者が自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境を整備することが急務となっている。
- ④ 住宅のバリアフリー化を促進するため，第八期住宅建設五箇年計画では，平成27年度には手すりの設置，広い廊下幅の確保，段差の解消等がなされた住宅ストックの割合を全住宅ストックの2割にするという目標を掲げている。
- ⑤ 近年，鉄道事業者が取り組みつつある鉄道駅等への育児施設の併設は，育児を支援し女性の社会参加を促進する上で有効である。